

○日光市特定空家等除却費補助金交付要綱

平成26年4月1日

告示第45号

改正 平成29年4月1日告示第63号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日光市空家等の適正管理に関する条例（平成26年日光市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（以下「除却等」という。）に係る費用の一部を補助する日光市特定空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平29告示63・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(平29告示63・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告に従って除却等を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 本市の固定資産課税台帳に登録されている家屋であって、所有権以外の権利が存しない特定空家等の所有者等

(2) 補助金申請時において、日光市の市税等及び公共料金に滞納がない者（所有権者が複数の場合は、その全員）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としてしない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員

若しくは、暴力団員と密接な関係を有するもの。

(2) 特定空家等が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者全員又は相続人全員から除却等についての同意を得られないもの。ただし、補助金の交付の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書(様式第1号)を提出できる場合については、この限りでない。

(3) その他市長が不相当と認める者

(平29告示63・一部改正)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が発注する除却等を行う事業とする。

2 特定空家等の解体工事を実施する場合には、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者に請け負わせるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却等は、補助対象事業としない。

(1) 補助金の交付の決定前に着手した除却等。ただし、正当な理由等により除却等を着手しなればならなかったものを除く。

(2) この要綱による補助金と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却等

(3) 建築物の一部を解体する工事

(4) その他市長が不相当と認める除却等

(平29告示63・旧第5条繰上・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1とし、100万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(平29告示63・旧第6条繰上・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手の前に日光市特定空家等除却費補助金交付申請書(様式第2号)に、

次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 除却等に係る見積書の写し
- (4) 市税等及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（平29告示63・旧第7条繰上・一部改正）

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、日光市特定空家等除却費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めないときは、日光市特定空家等除却費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（平29告示63・旧第8条繰上・一部改正）

（補助対象事業の着手）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに事業着手届（様式第6号）を市長に提出し、補助対象事業に着手しなければならない。

（平29告示63・旧第9条繰上・一部改正）

（申請内容の変更）

第9条 交付決定者が、補助対象事業の申請内容を変更しようとするときは、速やかに日光市特定空家等除却費補助金変更申請書（様式第7号）に、市長が指示する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、日光市特定空家等除却費補助金変更決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（平29告示63・旧第10条繰上・一部改正）

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに日光市特定空家等除却費補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る工事等の状況写真及び完了写真
- (3) 補助対象事業に要する費用の領収書又は請求書の写し
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象事業が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（産業廃棄物が生じる場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象事業は、当該年度の3月31日までに完了することを原則とする。

（平29告示63・旧第11条繰上・一部改正）

（額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定により提出された報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該補助対象事業が適正に実施されていると認めるときは、補助金の額を確定し、日光市特定空家等除却費補助金交付額確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書」という。）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（平29告示63・旧第12条繰上・一部改正）

（交付の請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、日光市特定空家等除却費補助金交付請求書（様式第11号）に、確定通知書の写しを添付し、市長に請求するものとする。

（平29告示63・旧第13条繰上・一部改正）

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、日光市特定空家等除却費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、日光市特定空家等除却費補助金返還命令書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（平29告示63・旧第14条繰上・一部改正）

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平29告示63・旧第15条繰上）

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第63号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

誓約書

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、下記の特定空家等の除却の実施にあたり、下記物件にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

- 1 所在地 日光市

- 2 所有者又は管理者氏名

- 3 所有者との続柄

※印は実印とし、印鑑証明を一部提出してください。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

日光市特定空家等除却費補助金交付申請書

日光市長 様

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

年度において、日光市特定空家等除却費補助金の交付を受けたいので、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 特定空家等の所在地	日光市
2 建築年月	年 月
3 事業実施期間	着手予定 年 月 日
	完成予定 年 月 日
4 事業実施業者	(業者名) (住 所)
5 事業費の見積金額	金 円
6 補助金申請履歴	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
7 市の調査	<input type="checkbox"/> 同意する
8 市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納あり
9 申請に関する審査のための 個人情報の取得	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない ※注意事項参照
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。	

【関係書類】

- (1) 特定空家等の位置図
- (2) 特定空家等の現況写真
- (3) 事業に係る見積書の写し
- (4) 市税等及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書(様式第3号)

注意事項 同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書(世帯全員の滞納がないことを証するもの)及び特定空家等の所有者が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第6条関係)

市税等及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書

日光市長 様

私は、日光市特定空家等除却費補助金申請に関し、次の市税等及び公共料金の中から必要な納付状況の調査を受けることに同意します。

市民税

国民健康保険税

市営住宅使用料

固定資産税

後期高齢者医療保険料

水道料金・下水道料金

軽自動車税

介護保険料

し尿汲取手数料

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

様式第4号(第7条関係)

日光市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

日光市特定空家等除却費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度日光市特定空家等除却費補助金の
交付については適当と認めましたので、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第7条の規定により
通知します。

年 月 日

日光市長 

1 補助金の名称 日光市特定空家等除却費補助金

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、特定空家等の除却等以外の目的に使用してはならない。
- (2) 日光市特定空家等除却費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号(第7条関係)

日光市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

日光市特定空家等除却費補助金不交付決定通知書

年 月 日

日光市長 

年 月 日付で申請のあった 年度日光市特定空家等除却費補助金の
交付については次の理由により適当でないと認めましたので、日光市特定空家等除却費補助金交付要
綱第7条の規定により通知します。

- 1 特定空家等の所在地 日光市
- 2 非該当理由

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

事業着手届

年 月 日付け日光市指令 第 号で決定のあった 年度日光市特定空
家等除却費補助金に係る事業について、次のとおり着手したので、日光市特定空家等除却費補助金交
付要綱第8条の規定により届け出ます。

1 特定空家等の所在地	
2 事業費	円
3 着手年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日
5 その他	

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

日光市特定空家等除却費補助金変更申請書

年度日光市特定空家等除却費補助金に係る事業の内容について、次のとおり変更したいので、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 特定空家等の所在地	
2 補助金交付決定年月日及び番号	年 月 日、日光市指令 第 号
3 変更内容	
4 変更理由	
5 事業費	(変更前) 円
	(変更後) 円

様式第8号(第9条関係)

日光市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

日光市特定空家等除却費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け日光市指令 第 号で交付決定した 年度日光市特定
空家等除却費補助金について、次のとおり変更決定したので、日光市特定空家等除却費補助金交付要
綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

日光市長



- | | | |
|--------------|-----|---|
| 1 特定空家等の所在地 | 日光市 | |
| 2 変更後の交付決定金額 | | 円 |
| 3 変更前の交付決定金額 | | 円 |
| 4 変更増減額 | | 円 |

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

日光市特定空家等除却費補助金実績報告書

年度日光市特定空家等除却費補助金事業を完了したので、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告をします。

1 特定空家等の所在地	日光市
2 事業費	金 円
3 補助金申請額	金 円
4 事業実施期間	着手年月日 年 月 日 完成年月日 年 月 日
5 事業実施業者	(業者名) (住 所)

【関係書類】

- (1) 補助対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る工事等の状況写真及び完了写真
- (3) 補助対象事業に要する費用の領収書又は請求書の写し
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し
(補助対象事業が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。)
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票(産業廃棄物が生じる場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第10号(第11条関係)

日光市指令 第 号

申請者 住所
氏名 様

日光市特定空家等除却費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました 年度日光市特定空家等除却費補助金について、次のとおり確定しましたので、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

日光市長



- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 補助金の名称 | 日光市特定空家等除却費補助金 |
| 2 補助金の交付決定額 | 円 |
| 3 補助対象経費の精算額 | 円 |
| 4 補助金の交付確定額 | 円 |
| (交付確定額) - (交付決定額) | 円 |

様式第 1 1 号(第 12 条関係)

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

日光市特定空家等除却費補助金交付請求書

年 月 日付け日 第 号で交付額の確定のあった 年度日光市特定空家等除却費補助金について、次のとおり交付されるよう、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

1 確定補助金額 金 円

2 交付確定通知書の写し 別添

3 その他

様式第12号(第13条関係)

日 第 号
年 月 日

様

日光市長



日光市特定空家等除却費補助金交付取消通知書

年 月 日付け日光市指令 第 号により決定した日光市特定空家等除却費補助金について、次のとおり補助金交付決定の(全部・一部)を取り消したので、日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

1 取消額 金 円

2 取消理由

様式第13号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

日光市長



日光市特定空家等除却費補助金返還命令書

年 月 日付け日 第 号 で決定した 年度日光市特定空家等除却費補助金について、既に交付した補助金を次のとおり返還するよう日光市特定空家等除却費補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 別紙納付書による
- 4 返還理由 年 月 日付け日 第 号における取消通知書による。

- 様式第1号（第3条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第2号（第6条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第3号（第6条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第4号（第7条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第5号（第7条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第6号（第8条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第7号（第9条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第8号（第9条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第9号（第10条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第10号（第11条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第11号（第12条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第12号（第13条関係）
（平29告示63・一部改正）
- 様式第13号（第13条関係）
（平29告示63・一部改正）